

○少年柔道剣道教室運営要領

平成 10 年 3 月 25 日

埼例規第 23 号・少・教

警 察 本 部 長

少年柔道剣道教室運営要領の制定について（例規通達）

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 10 年 4 月 1 日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

別添

少年柔道剣道教室運営要領

第1 趣旨

この要領は、スポーツ活動を通じて少年非行防止対策に資するため、少年柔道教室又は少年剣道教室（以下「少年柔道剣道教室」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 少年柔道剣道教室の開設

- 1 少年の規範意識の啓発、連帯意識の醸成、克己心の涵養等を図るため、警察署に少年柔道剣道教室を開設するものとする。
- 2 少年柔道剣道教室は、原則として警察署道場を使用するものとする。ただし、警察署道場を使用することができない場合には、適当な公共施設を使用してこれを実施するものとする。

第3 対象少年

少年柔道剣道教室の入室対象となる少年の要件、人数等については、当該施設の規模及び指導体制を勘案して警察署長（以下「署長」という。）が定めるものとする。

第4 推進方法

- 1 署長は、少年柔道剣道教室の教室生（以下「教室生」という。）の保護者及び少年柔道剣道教室の指導者（以下「教室指導者」という。）を構成員とする少年柔道剣道教室推進協議会（以下「推進協議会」という。）と緊密な連携を図るとともに、必要な指導・助言を行わなければならない。
- 2 署長は、少年柔道剣道教室の効果的な運営と教室指導者の術科技能及び指導力の向上を図るため、十分な訓練が行われるよう配慮しなければならない。
- 3 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）及び警務部主席師範（以下「主席師範」という。）と密接な連絡を保ち、教室指導者に対する計画的かつ効果的な術科訓練の推進に努めなければならない。

- 4 主席師範は、少年柔道剣道教室の運営に関して少年課長に対する必要な助言を行うものとする。

第5 指導体制

- 1 教室指導者は、当該警察署の職員で、別表1の資格要件に該当し、かつ、署長が推薦する者のうちから、少年課長が教養課長及び主席師範と協議して定めるものとする。
- 2 教室指導者の任期は、指定時から2年を基準とする。ただし、再指定を妨げない。
- 3 警察本部長（以下「本部長」という。）は、その指定に係る教室指導者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を解除するものとする。
 - (1) 教室指導者としての品位を損なう行為をしたとき。
 - (2) 指導実績が不良で、明らかに教室指導者として適格性を欠いたとき。
 - (3) 心身の故障のため、教室指導者としての任務の遂行に支障が生じたとき。
 - (4) 当該警察署から他の勤務部署に配置換えとなったとき。
 - (5) その他本部長が解除の必要を認めるとき。
- 4 署長は、少年柔道剣道教室の練習等を実施する上で必要があるときは、教室指導者を補助させるため、当該警察署の職員のうちから別表1の資格要件に該当し、適任と認められる者を少年柔道剣道教室指導補助者（以下「教室指導補助者」という。）として指定することができる。
- 5 少年柔道剣道教室における教室指導者及び教室指導補助者による指導は、公務として取り扱うものとする。
- 6 署長は、少年柔道剣道教室の管理運営に当たる実施責任者として生活安全課長（少年を担当する課長代理の置かれている警察署にあっては当該課長代理）を、実施担当者として少年を担当する係長を指定するものとする。

第6 嘱託教室指導者

- 1 署長は、少年柔道剣道教室の指導体制を確保するため、必要があるときは、嘱託少年柔道剣道教室指導者（以下「嘱託教室指導者」という。）を置くことができる。

- 2 嘱託教室指導者は、別表2の資格要件に該当し、かつ署長が推薦する者のうちから、少年課長が教養課長及び主席師範と協議して定めるものとする。
- 3 署長は、嘱託教室指導者として警察職員を推薦した場合には、当該職員の所属長宛てその旨を通知するものとする。
- 4 嘱託教室指導者の委嘱は、本部長が委嘱状（様式第1）を本人に交付して行う。
- 5 嘱託教室指導者の任期は、委嘱時から2年を基準とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 6 本部長は、嘱託教室指導者が次のいずれかに該当することとなったときは、解嘱することができる。
 - (1) 本人から辞任の願い出があったとき。
 - (2) 嘱託教室指導者としてふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 長期にわたる心身の故障等事実上嘱託教室指導者としての指導ができない事由の生じたとき。
 - (4) その他、本部長が解嘱の必要を認めたとき。
- 7 嘱託教室指導者の解嘱は、解嘱通知書（様式第2）を本人に交付して行う。
- 8 嘱託教室指導者に対する報償費は支給しない。

第7 練習実施計画

署長は、少年の年齢構成、道場の使用状況、教室指導者及び嘱託教室指導者の指導日程等を考慮し、推進協議会の意見を踏まえ、月間又は年間の練習実施計画を作成するものとする。

第8 練習等の留意事項

- 1 署長は、自所属の職員の中から少年柔道剣道教室の練習等に立ち会う者（以下「立会者」という。）を指定し、当該練習等を実施する場合（教室生が来署等している間を含む。）は、立会者を立ち会わせるものとする。この場合において、当直勤務中の職員は、立会いに従事させないこと。

- 2 署長は、立会者を指定する場合には、実施責任者又は実施担当者に、少年柔道剣道教室の立会いに関して必要な教養を行わせること。
- 3 教室指導者又は嘱託教室指導者（埼玉県警察職員に限る。）が指導に当たる場合は、当該教室指導者又は嘱託教室指導者が立会者を兼ねることができるものとする。
- 4 署長は、教室指導者又は嘱託教室指導者及び立会者がいないときは、少年柔道剣道教室の練習等を実施させないこと。
- 5 少年柔道剣道教室における立会者の立会いは、公務として取り扱うものとする。

第9 練習日誌

実施担当者は、少年柔道剣道教室の練習等を実施した場合には、その概要を練習日誌（様式第3）に記録し、実施した都度署長に報告するものとする。

第10 報告

- 1 署長は、前年度の練習実施結果及び新年度の教室生名簿を、少年柔道剣道教室実施結果報告書（様式第4）及び少年柔道剣道教室生名簿（様式第5）により、毎年5月末日までに少年課長を経て報告するものとする。
- 2 署長は、教室生が柔道剣道練習中、負傷等の事故にあった場合は、その概要を少年課長に速報するものとする。

第11 その他

- 1 署長は、教室指導者及び嘱託教室指導者の候補者選定に当たっては、事前に、埼玉県警察術科訓練規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第12号）第11条に定める上席教師、教師及び助教並びに埼玉県警察嘱託柔道剣道教師の意見を聴くなどし、真に資格要件に該当する者を推薦するとともに、柔道剣道関係団体、各連盟等との良好な協力関係の保持に努めること。
- 2 署長は、埼玉県警察術科訓練安全管理要綱（平成23年教第495号）に準じて、教室生の受傷事故防止に注意を払うこと。
- 3 嘱託教室指導者及び教室生にあつては、必ずスポーツ保険等に加入させること。

第12 庶務

少年柔道剣道教室の庶務は、警察署生活安全課において処理するものとする。

実施日

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成17年5月9日少第234号）

この通達は、平成17年5月10日から実施する。

実施日（平成17年10月14日務第2504号）

この通達は、平成17年10月14日から実施する。

実施日（平成19年3月30日務第873号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

実施日（平成23年3月18日教第496号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日（平成26年3月24日少第160号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平成29年3月30日少第166号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（令和元年9月11日少第538号）

この通達は、令和元年9月11日から実施する。

実施日（令和5年3月15日務第598号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

別表1 (第5関係)

柔道剣道教室指導者等の資格要件

呼 称	資 格 要 件	
	身 分	段 位 等
柔道(剣道) 教室指導者	警部以下の階級にある警察 官又はこれと同等の職にある 技術職員若しくは事務職員	柔道2段以上又は剣道3段以上で、柔 道又は剣道について十分な知識、技能を 有し、かつ、自ら指導訓練に当たれるこ と。
柔道(剣道) 教室指導補助者		柔道初段以上又は剣道初段以上で、柔 道又は剣道について十分な知識、技能を 有し、かつ、指導訓練の補助に当たれる こと。

別表2 (第6関係)

嘱託柔道剣道教室指導者の資格要件

呼 称	資 格 要 件
嘱託柔道 (剣道)教室 指導者	<ol style="list-style-type: none">1 人格、識見ともに優れ、柔道又は剣道について十分な知識、 技能を有し、かつ、自ら指導訓練に当たれること。2 柔道3段以上又は剣道4段以上であること。3 被推薦者の同意を得ているものであること。4 その他委嘱することが警察活動に支障を及ぼさないこと。

様式第1 (第6関係)

委 嘱 状

殿

あなたを 年 月 日までの間

埼玉県 警察署嘱託少年柔道剣道教室指導者に委嘱します。

年 月 日

埼玉県警察本部長

様式第2 (第6関係)

氏 名	
<p>警察署嘱託少年柔道剣道教室指導者を解嘱します。</p>	
<p>年 月 日</p> <p>埼玉県警察本部長</p>	

様式第3（第9関係）

A	B	C	D	E
練 習 日 誌				
練 習 日 時	年 月 日() : ~ :			
天 気				
室 温				
湿 度				
教 室 指 導 者	-----		-----	
教 室 指 導 補 助 者	-----		-----	
嘱 託 教 室 指 導 者	-----		-----	
立 会 者	職 名		氏 名	
	-----		-----	
		職 名		氏 名
		-----		-----
練 習 内 容				
参 加 者	小学生	中学生	その他	計
そ の 他 (練習中の事故等)				

少年柔道剣道実施結果報告書

警 察 署

実施回数・ 人 員	実施場所		警 察 署		公 共 施 設		計	
	回 数	人 員	回	人	回	人	回	人
参 加 者	対 象		小 学 生	中 学 生	そ の 他	計		
	柔 道	実員						
		延べ 人員						
	剣 道	実員						
		延べ 人員						
	講 話	回数・ 延べ人員		回 人				
主な内容								
そ の 他 大 会 の 実 施 ス ポ ー ツ 活 動 各 種 行 事 等								